

パンク CARE 会員規約

第1条(会員規約)

この会員規約は、株式会社エイチーム(以下「当社」といいます。)が提供する「パンク CARE」(以下「本サービス」といいます。)を、第2条所定の会員(以下「会員」といいます。)が利用するにあたって適用されます。

第2条(定義)

1. 会員とは、当社から自転車を購入した者で、当社本サービスへの入会を認められた者をいいます。なお、会員は、本サービスの最新の規約を理解するものとし、本サービスの利用条件は、変更後の規約によることを予め承諾するものとしします。
2. 登録自転車とは、会員が当社から購入し、当社が本サービスへの登録を認めた自転車(業務用自転車、競技用自転車を除く)をいいます。

第3条(譲渡禁止等)

会員は、その権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとしします。会員から登録自転車を正当に譲り受けた者であっても本サービスを利用することはできません。

第4条(本サービスの利用料金・期間)

会員の本サービスの利用期間は、下記のとおりとしします。

①本人1年型、家族1年型

購入日から1年が満了する日までとしします。本サービスの利用料金は当社が運営する自転車通販サイト「cyma-サイマー」(以下「cyma」といいます。)上で表示するものとし、本サービス利用期間中の中途解約はできないものとしします。

②本人3年型、家族3年型

購入日から3年が満了する日までとしします。本サービスの利用料金は cyma 上で表示するものとし、本サービス利用期間中の中途解約はできないものとしします。

③新サイマスタンダード安心パック

新サイマスタンダード安心パック利用規約 (https://cyclmarket.jp/static/page_termsAnshinPack) 第4条および第5条所定の利用料金、利用期間に準ずるものとします。

第5条(変更の届出)

会員は、住所、氏名等、当社への届出内容に変更があった場合には、すみやかに当社に届出をするものとします。前項の届出が無かったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第6条(会員資格の喪失)

会員が以下のいずれかに該当した場合、本サービスの利用期間中であっても会員資格を停止する場合があります。

- ① 本サービスの利用にあたり不正な行為があったとき。また、虚偽の申請が行われていたとき。
- ② 当社またはその関係者等に著しい迷惑や損害を与えたとき。
- ③ 反社会的勢力であること、またはこれに関与していることが判明したとき。
- ④ 会員が死亡したとき。
- ⑤ 会員が登録自転車の所有権を喪失したとき。

第7条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、会員からご提供いただく個人情報を個人情報保護法等の法令に則り、適切に管理するものとします。

2. 当社が会員の個人情報を第三者に開示、提供する条件、個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口等は、当社のWEBサイト (<http://www.a-tm.co.jp/privacypolicy/>) に掲示いたします。

第8条(本サービス内容)

1. 当社は、会員に対して、以下のとおり、本サービスを提供します。

① 当社指定店舗における下記内容の無料修理

- ・自転車のパンク修理
- ・自転車のブレーキ修理
- ・自転車のチェーン修理
- ・自転車のカギ紛失・故障対応

※修理、点検の際の部品代は会員の負担となります。

② 当社指定店舗以外における下記内容の修理費用の負担

- ・自転車のパンク修理
- ・自転車のブレーキ修理
- ・自転車のチェーン修理
- ・自転車のカギ紛失・故障対応

※修理、点検の際の部品代は会員の負担となります。

※修理費用は、一旦会員が立て替え支払い、本条第3項に従い精算するものとします。

2. 本条第1項第1号のサービスの提供は、当社が指定する店舗の店頭へ、登録自転車を持ち込んだ会員本人及び同居の家族を対象とし、当社指定の書類を提示することで提供します。ただし、以下の場合は、サービスを提供いたしません。

- ① 会員本人及び同居の家族以外の依頼
- ② 自転車利用者の故意または重大な過失に起因する修理依頼
- ③ 登録自転車の故障等が事故に起因するものである場合
- ④ 本サービスを提供することが社会通念上不可能な程度に登録自転車が損壊している場合
- ⑤ 改造、特殊構造等により、登録自転車が修理困難な状況にあると当社が判断した場合
- ⑥ 当社指定の書類の提示が無い場合
- ⑦ 持ち込まれた自転車が本サービス対象の自転車であることが確認できない場合

3. 本条第1項第2号のサービスの提供は、会員が当社指定店舗以外の自転車店等において、当社指定の修理を行った際、その修理内容及び費用を明記した領収書を受領し、当該領収書及び当社指定の書類を、修理を受けた翌月末(当日消印有効)までに、当社指定の場所へ郵送にて提出することで提供します。郵送費用は会員の負担となります。書類受領後90日以内に、当社又は当社が指定する第三者から会員は修理費用が支払われるものとします。ただし、以下の場合は、サービスを提供いたしません。

- ① 会員本人以外からの書類の提出
- ② 自転車利用者の故意または重大な過失に起因する修理
- ③ 登録自転車の故障等が事故に起因するものであった場合
- ④ 本サービスを提供することが社会通念上不可能な程度に登録自転車が損壊している場合
- ⑤ 改造、特殊構造等により、登録自転車が修理困難な状況にあると当社が判断した場合
- ⑥ 当社指定の書類の提出が期日までに無い場合
- ⑦ 修理を受けた自転車が本サービス対象の自転車であることが確認できない場合
- ⑧ 修理工賃に、部品代が含まれる場合
- ⑨ 書類に不備・不正があった場合

4. 本サービスは、メーカー保証等、本サービス以外のサービスとの併用はできません。

5. 登録自転車の修理、点検の際の部品代は会員の負担となります。本サービス提供において部品が必要となる場合で、会員がその費用を負担しない場合、当社は本サービスを提供いたしません。

6. 修理内容や店舗の混雑状況により、自転車をお預かりしての修理となる場合があります。

7. 当社は、会員に事前に通知することなく、また会員の承諾なしに、本サービスを変更・追加、やむを得ない場合、停止または中止できるものとします。変更・追加・停止または中止等により会員が被った損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、当社は責任を負わないものとします。

第9条(サービスご利用回数)

本サービスの利用回数は、下記に記載のとおりとします。

- ① 本人型1年、家族型1年、本人型3年、家族型3年

第8条第1項第1号及び第2号を合わせて年3回までとします。

ただし、当社が販売する本サービスのオプションを追加購入した場合、利用回数は別途定める回数に従います。

- ② 新サイマスタンダード安心パック

新スタンダード安心パック利用規約(https://cyclmarket.jp/static/page_termsAnshinPack)第5

条所定の補償開始日が属する月を1ヶ月目とし、13ヶ月月目の1日午後4時までの期間で第8条第1項第1号及び第2号を合わせて3回、以降12ヶ月毎に第8条第1項第1号及び第2号を合わせて3回までとします。

第10条(免責)

当社および提携会社は、故意または重大な過失がない限り、以下の事項については、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

- ① 本サービス利用の際に生じた自転車の損壊および人身事故等の損害
- ② 店舗の休業、営業時間外、混雑による本サービスの提供の遅れまたは提供できない場合の損害

第11条(規約の追加・変更)

当社は、運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員の承諾または事前通知なく、この会員規約を追加・変更できるものとします。

第12条(その他)

1. 本規約の解釈・適用については日本法に準拠するものとします。
2. この会員規約に記載が無い事項は、cyma 利用規約の内容が優先されるものとします。
3. 本規約により解決できない問題が生じた場合には、会員と当社は、双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
4. 会員と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2017年4月1日 施行

2018年3月31日 改定